

## 契約方法に関する定め

### 岩手県農業共済組合経理規則（抜粋）

（物品の購入及び役務の調達）

第 81 条の 2 一件当たりの取引価格が 250 万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。

2 業務の必要性等から、会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約により行うものとする。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき会長の決裁を得なければならない。

### 【工事、製造、財産の売買、賃借、その他の契約について】

本会が発注する工事、製造、財産の売買、賃借、その他の契約については、次によるものとする。

#### 記

（入札による場合）

- 1．一件当たりの取引価格が 250 万円を超えるものについては、経理規則第 81 条の 2 の規定により、競争入札の方法により契約するものとする。
- 2．競争入札は、指名競争入札により行うものとし、指名競争入札の参加者及びその方法は、会長が取引の種類に応じ、その都度定めるものとする。

（随意契約による場合）

- 1．一件当たりの取引価格が 250 万円を超えるもののうち、業務の必要性等から会長が特に必要と認めたもの及び一件当たりの取引価格が 250 万円以下のものは随意契約により行うものとする。
- 2．随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴し、見積価格その他の条件について会長の決裁を得なければならない。

（契約書の締結）

- 1．落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、一件の価格が 150 万円を超えないものについては契約書の作成を省略し、請書を徴するものとする。なお、一件の価格が 50 万円以下のものについては、請書を徴することを要しない。